

1 西東京市地域密着型サービス等運営委員会の概要

- 市町村長は、地域密着型サービス事業者の指定を行おうとするとき、又は指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（介護保険法第78条の2第7項）
- 西東京市地域密着型サービス等運営委員会は、地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、法の規定に基づき設置されている。
- 西東京市地域密着型サービス等運営委員会には、被保険者・学識経験者・事業者・医療従事者等の方々に参加し、次の事項について意見を述べるほか質の確保や運営評価等の必要事項を協議する。
 - ① 事業者の指定を行うとき（法第78条の2第7項）
 - ② 独自の介護報酬を設定するとき（法第42条の2第5項）
 - ③ 独自の指定基準を設定するとき（法第78条の4第6項）

2 地域密着型サービスの概要

○平成17年度介護保険法改正により創設

① 西東京市民のみ利用可能

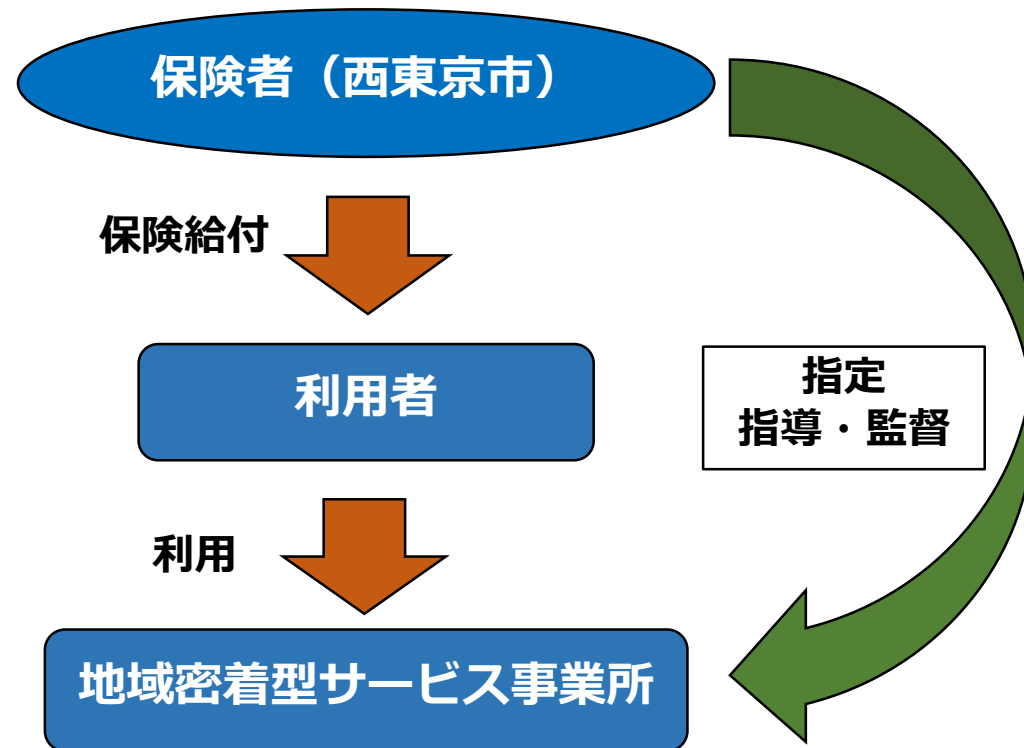
- 指定権限を市町村に移譲
- 西東京市民のみサービス利用可能（西東京市の同意を得た上で他市が指定すれば、他市住民が利用することも可能）

③ 地域の実情に応じた指定基準・介護報酬の設定

◆地域密着型サービス創設の経過

- 【平成18年4月】◎6つの地域密着型サービスを創設
 - 夜間対応型訪問介護
 - 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
- 【平成24年4月】◎さらに2つの地域密着型サービスを創設
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間地域巡回型訪問サービス）
 - 複合型サービス※2015年に看護小規模多機能型居宅介護に名称変更
- 【平成28年4月】◎小規模通所介護の移行
- 地域密着型通所介護

要介護者の方の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス（＝地域密着型サービス）



② 地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村（それらをさらに細かく分けた圏域）単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進

※ 西東京市は第8期計画で北東部・中部・西部・南部の4圏域を設定

④ 公平・公正透明な仕組み

指定（拒否）、指定基準、報酬設定には市民、被保険者、事業者、保健・医療関係者等の方が関与＜運営委員会の設置＞

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの概要

*基本方針（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の2）
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスのメリット

- 日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- 訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- 定期的な訪問のほか、必要なときに随時サービスを受けることが可能